

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 14 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

無料低額宿泊所における新型コロナウイルスの
感染拡大防止のための対応について

福祉事務所における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも「住居がない者への生活保護の適用時における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について」（令和2年3月6日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）等により対応を依頼しているところですが、今般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されたことに伴い、無料低額宿泊所における感染拡大防止策に関して留意事項を下記のとおり整理いたしましたので、適切なお対応をお願いいたします。

記

無料低額宿泊所については、社会福祉施設の入所対象にならない者等に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うという特性から、職員体制が社会福祉施設と比較して少ない場合が多いこと、居住空間が狭隘である場合もある。無料低額宿泊所において入居者又は職員に感染者が発生した場合には、保健所の指示に従った対応がなされることになるが、場合によっては職員が出勤できなくなり、不在となることや、感染していない入居者が一時的に別の場所に転居することが必要になる状況も想定される。

上記の状況にあらかじめ備える観点から、まず、事業者においては、同法人内における職員の兼務や関係する事業所との間で職員の応援体制の調整をするとともに、必要に応じて空室の状況の確認をされたい。また、上記の対応が困難な状況がある場合には、当該無料低額宿泊所を所管する都道府県、指定都市又は中

核市（以下「都道府県等」という。）において、福祉事務所と連携し、一時的に転居をせざるを得ない入居者の受入れ先として考えられる宿所提供施設等の空き状況の確認等を行っていただくとともに、無料低額宿泊所において転居の必要性が生じた場合に円滑に移動が可能となるよう準備を進められたい。